

介護予防支援の指定申請に必要な書類（指定済居宅介護支援事業所用）

指定申請にあたっては、以下の書類の提出を求めます。

※すでに指定を受けている居宅介護支援事業所と同一設備で実施する場合又は同一人員配置で実施する場合、すでに大東市に提出している書類については提出を省略することができます。

※介護予防支援の実施にあたって、すでに届け出ている居宅介護支援事業所の内容に変更が生じる場合には、そちらの届出も併せて提出が必要です。なお、その場合に重複する書類については提出不要です。

No.	居宅介護支援事業所の指定に係る届出書類	すでに居宅介護支援事業所の指定を受けている事業者の場合	
		要不要の判断材料	書類の要不要 ○→必須 △→必要に応じて
1	指定申請書	必須（国の標準様式あり）	○
2	付表（指定に係る記載事項）	必須（国の標準様式あり）	○
3	誓約書	誓約に関する根拠法が居宅介護支援と違うため必須	○
4	設備・備品等一覧表	同一設備で実施するなら不要	△
5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	介護予防支援に関しての措置内容を確認する必要があるため、必須 ※居宅介護支援と同じ措置内容である場合はコピーペーストで作成すること自体は問題なし。	○
6	従業員の勤務体制および勤務形態一覧表	同一人員配置で実施するなら不要	△
7	管理者経歴書		△
8	介護支援専門員一覧		△
9	併設する施設等の概要	同一設備で実施するなら不要	△
10	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携内容	介護予防支援に関しての措置内容を確認する必要があるため、必須。 ※居宅介護支援と同じ措置内容である場合はコピーペーストで作成すること自体は問題なし。	○
11	登記事項証明書	介護予防支援についての項目が記載されているか確認する必要があるため、必須。 ※以前に大東市に提出したタイミングですでに記載がある場合は省略可と考える。	○
12	従業者等の資格を証する書類	同一人員配置で実施するなら不要	△
13	平面図および写真（画像可）	同一設備で実施するなら不要	△
14	運営規定	必須（追加で作成する必要があるため）	○
15	重要事項説明書	必須（追加で作成する必要があるため）	○
16	消防用設備等（特殊消防用設備等）検査済証 または点検結果報告証	同一設備で実施するなら不要	△
17	手数料	30,000円（大東市手数料条例による）	○

介護予防支援の指定申請に必要な書類（新規開設居宅介護支援事業所用）

指定申請にあたっては、以下の書類の提出を求めます。

※居宅介護支援の申請書類については、大東市ホームページをご確認ください。

No.	居宅介護支援事業所の指定に係る届出書類	居宅介護支援と同時に指定申請する事業者の場合	
		要不要の判断材料	書類の要不要 ○→必須 △→必要に応じて
1	指定申請書	必須（国の標準様式あり）	○
2	付表（指定に係る記載事項）	必須（国の標準様式あり）	○
3	誓約書	誓約に関する根拠法が居宅介護支援と違うため、省略できない。	○
4	設備・備品等一覧表	同一設備で実施するなら居宅介護支援とあわせて1部で可	△
5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	介護予防支援に関する措置内容を確認する必要があるため、必須 ※居宅介護支援と同じ措置内容である場合はコピーペーストで作成すること自体は問題なし。	○
6	従業員の勤務体制および勤務形態一覧表	同一人員配置で実施するなら居宅介護支援とあわせて1部で可	△
7	管理者経歴書		△
8	介護支援専門員一覧		△
9	併設する施設等の概要	同一設備で実施するなら居宅介護支援とあわせて1部で可	△
10	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携内容	介護予防支援に関する措置内容を確認する必要があるため、必須。 ※居宅介護支援と同じ措置内容である場合はコピーペーストで作成すること自体は問題なし。	○
11	登記事項証明書	居宅介護支援とあわせて1部で可	△
12	従業者等の資格を証する書類	同一人員配置で実施するなら居宅介護支援とあわせて1部で可	△
13	平面図および写真（画像可）	同一設備で実施するなら居宅介護支援とあわせて1部で可	△
14	運営規定	居宅介護支援と一体化して作成している場合はあわせて1部で可	△
15	重要事項説明書	居宅介護支援と一体化して作成している場合はあわせて1部で可	△
16	消防用設備等（特殊消防用設備等）検査済証 または点検結果報告証	同一設備で実施するなら居宅介護支援とあわせて1部で可	△
17	手数料	居宅介護支援の申請とあわせて35,000円（大東市手数料条例による）	○